

請求人（略）

東京都北区監査委員	佐 藤 明 充
同	西 村 泰 信
同	近 藤 光 則
同	大 沢 たかし

東京都北区職員措置請求書について（通知）

令和 8 年 5 月 11 日付けで受け付けた東京都北区職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区が締結した特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまぶき荘大規模改修空気調和設備工事に係る工事請負契約（契約金額：682,000,000 円（税込）、契約確定日：令和 7 年 12 月 23 日、受注者：A 社。以下、本件契約という。）について、工事金額が相場に比べ著しく高額であり、過大工事が行われた疑いがあるなどとして、その損害の補填等をするよう求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について、具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人は、本件契約が違法・不当である理由として、契約金額が同種工事の一般的な相場と比較して約 10 倍と極めて高い水準であり、同種工事の一般的な相場を基に試算すると適正な金額は 6,800 万円程度と見込まれることから、契約金額との差額である 6 億 1,400 万円が過大支出であるとしている。また、本件契約金額の落札率が 99.98% であることを異常に高い落札率として、予定価格の設定自体が過大であったか、又は実質的な競争が働いていなかった可能性を示しているなどとしている。それらの理由から、過大な契約金額により少なくとも数億円規模の損害が北区に生じているか、又は生じる恐れがあるなどと主張している。

本件請求についてみると、請求人は本件契約金額が同種工事の一般的な相場と比較して高いなどと主張しているが、工事契約の金額については、その施設や施工の規模、導入設備、工事の手法などの条件を、同一または同水準のものと比較して論じる必要がある。請求人は中野区や福岡県行橋市の事例を示しているが、それらの工事契約の規模等が本件工事契約と同水準のものであるか不明であり、特別養護老人ホームの空気調和設備工事という共通点のみで判断することはできない。

加えて、請求人は本件工事の適正な金額は6,800万円程度と見込まれると主張しているが、その具体的な積算根拠を示していない。

また、請求人は本件契約の落札率が高いことは、予定価格の設定自体が過大であった可能性を示している等と主張しているが、これは請求人の主観的な推論にすぎず、予定価格の設定と落札率の因果関係を明らかにしていない。

以上から、本件請求は、本件契約の違法性又は不当性について具体的・客観的に摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

なお、請求人は本件請求において、請求する措置の内容として、上述の損害の補填のほか、「今後の北区における工事契約に際しては、予定価格および積算根拠の適正化、競争性の確保、落札率が異常に高い案件に対するチェック体制の強化など、再発防止策を講ずること」を請求している。しかし、法第242条第1項は、住民に対し、一定の具体的な財務会計上の行為又は財産等の管理を怠る事実について、その監査と非違の防止、是正の措置を監査委員に請求することを認めたものであり、それ以外の非財務的な事項についてまでを対象とするものではない。